

広島県告示第七百五十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十二年九月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

安芸高田市

二 調査を行った期間

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで

三 成果の名称

安芸高田市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

安芸高田市吉田町中馬の一部

五 認証年月日

平成二十二年九月六日